

平成26年11月 5 日

部等の長 様

副 市 長

平成27年度当初予算編成方針（依命通達）

このことについて、いわき市財務規則第11条の規定に基づき、別紙のとおり「平成27年度当初予算編成方針」を定めたので、命により通達する。



平成26年11月 5 日示達

# 平成27年度 当初予算編成方針

いわき市



# 平成27年度当初予算編成方針

## 1 本市財政を取り巻く状況

本年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」によると、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」とする新たな経済政策（「アベノミクス」）への取組みにより、経済の好循環が動き始め、日本経済は、長期停滞やデフレで失われた自信をようやく取り戻しつつあるとしている。

また、10月の月例経済報告によると、我が国の景気は、このところ弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いているとし、先行きについては、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるとしている。

他方、我が国の財政は、国・地方合わせた長期債務残高がGDP比2倍程度となっており、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にある。こうした厳しい財政事情の下、政府は、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、平成27年度までに平成22年度に比べ赤字の対GDP比を半減、平成32年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの目標の達成に向けて取り組むこととしている。

このような状況から、国では、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立に向け、経済成長を通じた税収の増収等を実現するとともに、義務的経費も含めた聖域なき削減を図ることとしている。

本市の平成27年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階において、的確に予測することは困難であるが、歳出面では、公債費が減少傾向にある一方で、消費税率の引上げや社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策等により、多額の財政需要が見込まれるところである。このようなことから、歳入面では、復興需要等を要因として市税が回復基調にあるものの、復興への最優先の取組みと再生に向けた新たなまちづくりを進めるには、大幅な財源不足が生じるため、財政調整基金等を取り崩して対応せざるを得ない状況となっている。

また、地域経済の動向や税制改正などの今後の国等の動向によっては、更なる収支不足が発生する可能性もあり、財政収支の見通しは、予断を許さない状況となっている。

## 2 平成27年度予算編成に係る基本的な考え方

平成27年度は、市復興ビジョンに掲げる「復興期」の最終年度となる。平成26年度は、ふるさとといわきの復興・再生を最優先に取り組むことに加え、「明るく元気ないわき市」の創造を目指す初年度として位置付け、当初予算を編成し、施策を推進してきたところである。

このため、平成27年度の予算編成にあたっては、一日も早く復興・再生を成し遂げ、将来

を見据えたまちづくりを着実に進めていく必要がある。

そこで、厳しい財政状況の中、新・市総合計画基本構想に掲げる「めざしていく『いわき』の姿」の実現を目指し、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たすため、次の3点を基本方針として、復興と新たなまちづくりへ取り組むと同時に、財政の健全化を図ることを基本に、予算編成に取り組むこととする。

## (1) 基本方針

一日も早く復興・再生を成し遂げ、将来を見据えたまちづくりを着実に進めていくことを行動理念として、平成27年度当初予算編成の基本方針を次のとおりとする。

① 「ふるさといわき」の力強い復興と再生の実現

② 将来に向けたまちづくりの推進

③ 持続可能な行財政運営の確立

※ なお、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を目指すため、新・市総合計画後期基本計画に掲げた財政目標（基金保有額、市債残高）の達成に取り組む。

## (2) 具体的な取組み

基本方針に基づき、次のような具体的な取組みを行う。

### ① 復興を最優先、あらゆる方で財源を確保

- ◇ 復興に向け、力強く歩みを進めるため、市復興事業計画に基づく施策・事業に最優先で予算を配分する。
- ◇ 東日本大震災復興交付金や福島再生加速化交付金などの復興メニューに加え、復興基金の取崩しや緊急防災・減災事業債など、復興に係る様々な財政措置を活用し、あらゆる方策を講じて財源を確保する。

### ② まちづくり予算の重点化

- ◇ 「ふるさといわき」の将来に向けたまちづくりを推進するため、「医」「職」「住」「子育て」「教育」などの喫緊の課題への対応はもとより、安全・安心の確保や魅力あふれる地域づくりなどに積極的に取り組む。また、既存の施策であっても、その優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。
- ◇ 市民サービスの現場にある各部等は、これまでの事業成果を自ら検証（セルフレビュー）し、市民の声を適切に反映することにより、時代に即した行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉えた事業の再構築に主体的に取り組む。

### ③ 復興・再生と財政の健全化を両立

- ◇ 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を目指し、復興・再生と財政の健全化の両立を図るため、施策・事業の予算化に際しては、職員一人ひとりがコスト意識をもって従来の発想にとらわれず、必要性、有効性、経済性、効率性などについて、ゼロベースの観点から十分に検証し、改善や見直しを徹底的に進める（施策や事業の見直しの徹底）。
- ◇ 新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、既存事業の見直しや新規補助金の獲得等により自ら必要な代替財源の捻出に努める（代替財源の捻出）。
- ◇ 市税及び税外収入の収納率の向上を図るほか、未利用財産の処分や広告の導入拡大、さらには、市民サービスと負担の適正化という観点から、使用料の見直しを行うなど、自主財源の確保について積極的に取り組む（自主財源の確保）。
- ◇ 市債発行額の増加は、後年度負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、全会計において可能な限り市債発行の抑制に努める。  
なお、やむを得ず、市債を発行する場合には、交付税措置のある有利な市債を活用する（市債発行の抑制）。

## 3 予算要求基準

### (1) 予算要求の考え方

#### ① 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。したがって、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中での国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないこととする。

このような考え方に立ち、適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえ、要求すること。

#### ② 経費の区分

予算要求における経費は、大きく次の4つに区分することとする。

##### ア 義務的経費

人件費、扶助費、公債費とする（実施計画事業を除く）。

##### イ 一般行政経費

###### a 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等とする。

###### b 臨時的経費

新・市総合計画実施計画に位置付けのない投資的事業及び指定事業に要する経費とする。

##### ウ 政策的経費

新・市総合計画実施計画事業（復興事業、まちづくり事業）に係る経費とする。

## (2) 一般会計に関する要求基準

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

### ① 義務的経費

所要額とする。

人件費については、新・市総合計画後期基本計画に掲げる定員目標に基づき職員数の適正化を図ること。扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないように、適正に見積もること。

### ② 経常的経費

原則として、部等ごとの枠配分とする。

ア 枠配分によるもの・・・光熱水費を除く経費

対象経費	枠配分額
維持補修費	平成26年度当初予算に計上した予算額に10%加算した額
上記以外の経費	部等ごとの平成26年度当初予算に計上した一般財源額に、消費税（「地方消費税」も含む。）率の引上げによる影響額を加算した額

イ 枠配分によらないもの・・・光熱水費

所要額とする。

### ③ 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を踏まえ、部等ごとに事業実施の優先順位について十分検討を行うこと。

また、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めること。

### ④ 政策的経費

ア 復興事業

所要額とする（実施計画における一般財源額を上限とする）。

イ まちづくり事業

枠配分とする（実施計画における部等ごとの一般財源額を上限とする）。

ウ その他

a 実施計画の提出時に見込んでいなかった財源（基金利子、県設置の基金、市債等）を充当することにより削減される一般財源額については、原則として当該額を留保して要求すること。

b 新規事業については、部等ごとに事業実施の優先順位について十分検討を行うこと。

c 復興事業とまちづくり事業間における事業費の組み替えは認めないので、留意すること。

### (3) 特別会計及び企業会計に関する要求基準

#### ① 特別会計

所要額とするが、一般会計との負担区分の適正化を考慮しながら、一般会計に準じて要求すること。

また、自主財源の確保に努めるとともに、経費全般にわたる節減・合理化を図る。さらに、繰出基準を遵守し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

#### ② 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行うこと。また、地方公営企業としての経済性を発揮し、経営健全化に向けた各種方策を講ずること。

### (4) その他の留意事項

① 各部等に示した来年度の予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだうえで各部等に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。

② 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。

③ 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については厳守すること。

④ この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「平成27年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。